

令和4年12月23日(金)
香川県鳥インフルエンザ対策本部
畜産課 矢野(内 3824)・坂下(内 3825)
直通 087-832-3427・087-832-3429

プレスリリース No. 43

高病原性鳥インフルエンザ（4例目）に係る清浄性確認検査の実施について

三豊市の養鶏場で12月11日(日)に発生した高病原性鳥インフルエンザ（4例目）の防疫措置が12月15日(木)に完了したことから、発生養鶏場から半径3kmの区域に設定している移動制限区域内の養鶏場において、本病の新たな発生が無いかを確認する清浄性確認検査を12月26日(月)から実施します。

1 清浄性確認検査の概要

(1) 対象養鶏場

発生養鶏場（4例目）の移動制限区域内（発生養鶏場から半径3km以内）の養鶏場〔8養鶏場：飼養羽数合計約385,000羽〕

(2) 検査期間

令和4年12月26日(月)から令和4年12月30日(金)の予定

(3) 検査内容

臨床検査、血清抗体検査、ウイルス分離検査

臨床検査：家畜防疫員が目視で鶏の健康状態を検査

血清抗体検査：血液中の鳥インフルエンザウイルスに対する抗体の存在を検査

ウイルス分離検査：鶏の気管等の鳥インフルエンザウイルスの存在を検査

(4) 検査結果

令和4年12月30日(金)に判明予定です。

(5) 検査後の予定

清浄性確認検査の陰性が確認されると、国と協議の上、12月31日(土)午前0時(12月30日(金)24時)をもって、発生養鶏場から、半径3kmから10kmの区域に設定している搬出制限区域（4例目）を解除する予定です。

2 その他

(1) 日本の現状において、家きんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられます。

(2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。